

米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁協議に関する申入れ

農林水産大臣 武部 新 殿

令和 8 年 10 月 22 日
国民民主党農林水産調査会

令和 2 年に米国から一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁要請がなされた。我が国が W T O／S P S 協定や国際植物防疫条約（I P P C）等の国際約束を遵守し、科学的知見に基づき誠実な対応を行うことは当然であるが、これらの協議は、輸入解禁ありきではなく、日本の病害虫の発生状況や植物防疫上の条件に加え、地理的・気候的条件や流通実態等を加味した科学的見地に基づき、極めて慎重に進められるべきものである。

現在、我が国は食料安全保障の強化を国家的課題として掲げ、国内の生産基盤の維持・強化を進めている。

ひとたび国内農地に病害虫が侵入すれば、生産量や農家所得の減少にとどまらず、防除・根絶のための追加的な負担をもたらす、国内の生産基盤を毀損することになる。

また、輸入に伴い、国産ばれいしょであれば本来必要のない農薬の使用や残留、食品添加物等の使用という、安全性を確保する上でも新たな負担や懸念が生じ得る。

ばれいしょは、我が国の食生活を支える重要な農産物であり、北海道をはじめ全国各地の地域農業を支える基幹作物でもある。産地においては徹底した病害虫の防除やリスク低減や、種ばれいしょ生産に多大な労力を費やしている。

とりわけ、今回協議対象となっている一般流通用生鮮ばれいしょは、すでに輸入され閉鎖系で管理されている加工用ばれいしょとは異なり、消費者の手元まで広く届くものである。家庭等から生じる廃棄物等も含め、病害虫の侵入経路について、これまでとは次元が異なる重大なリスクを抱えているため、断じて容認できない。

政府においては、輸入解禁ありきで協議を進めることなく、我が国の植物防疫と国内生産基盤を守ることを最優先として、十分な科学的知見に基づく極めて慎重かつ厳格な検討を行うべきである。

以上を踏まえ、下記の事項を強く申し入れる。

記

- 一、輸入解禁は断じて認められないことを前提に、特定された 21 種の病害虫それぞれについて、十分な科学的知見に基づき、極めて慎重かつ厳格に検討すること。重要な科学的不確実性が残る場合には、予防原則に基づき、我が国の植物防疫や生産基盤保護を最優先として輸入解禁を行わないこと。
- 二、これまでの加工用に限定された輸入とは異なり、一般流通により消費者の手元まで広く流通することを踏まえ、家庭等からの廃棄物や自家栽培などを含め、想定し得る全ての侵入経路について十分なリスク評価を行うこと。
- 三、米国との協議状況、病害虫リスク評価等の科学的根拠について、生産者、産地、消費者をはじめとする関係者に対して十分な情報提供を行うとともに、その懸念や意見を十分に踏まえて検討を進めること。
- 四、米国産一般流通用生鮮ばれいしょをすでに輸入している他国があることや、米国内に病害虫の無発生地域が存在することのみをもって、安全性が確保されたと判断しないこと。あくまで日本の病害虫発生状況や地理的・気候的条件、生産・流通実態等に即して、慎重な科学的検討を行うこと。
- 五、現在行われている国内のシストセンチュウ類等の防除や封じ込め対策をより一層強化するとともに、十分な種ばれいしょの安定供給や生産体制の強化策を講じること。

以上